

## 岡山大学病院診療情報提供委員会内規

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学病院診療情報開示要項第4条第5項の規定に基づき、岡山大学病院診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、診療情報の提供の具体的方策、実施要項等に関すること及び病院長の諮問に応じて個々の診療情報開示申請に係る診療情報の開示の適否について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 広報委員会委員長
- 二 内科系診療科長のうちから2人
- 三 外科系診療科長のうちから2人
- 四 歯科系診療科長のうちから2人
- 五 検査部長
- 六 放射線部長
- 七 医療情報部長
- 八 薬剤部長
- 九 看護部長
- 十 事務部長
- 十一 病院長の指名する学外学識経験者
- 十二 その他病院長が必要と認める者。

2 前項第2号、第3号、第4号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することが出来ない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、診療情報の提供に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。